●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

一級ボイラー技士免許(免許試験合格後の免許申請)

	要件	具体的な書類		注]
1	二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラー(小型ボイラー 及び小規模ボイラーを除く。)を取り扱った経験がある者	○ 実務経験従事証明書(原本)			3
2	二級ボイラー技士免許を受けた後、1年以上ボイラー取扱作業主任者 としての経験がある者	○ 実務経験従事証明書(原本)			3
3	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後1年以上の実地修習を経たもの	○ 卒業証明書(蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことが確認できるもの)(原本)○ 実地修習結果報告書の写(原本確認されたもの)	1	2	
4	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第9条第1項の エネルギー管理士(熱)免状を有する者で、1年以上の実地修習を経 たもの	□ エネルギー管理士免状の写及び合否通知書(合格証)の写(両方とも原本確認されたもの)□ 実地修習結果報告書の写(原本確認されたもの)	1	2	
5	海技士 (機関 1、2、3級) 免許を受けた者	○ 海技士免状の写(原本確認 されたもの)	1	2	
6	ボイラー・タービン主任技術者(1種又は2種)免状を有する者で、 伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	ボイラー・タービン主任技術者(1種又は2種)免状(原本確認されたもの)実務経験従事証明書(原本)	1)	2	3
7	保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝 熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○ 汽かん係員試験合格証の写(原本確認されたもの)○ 実務経験従事証明書(原本)	1	2	3

[【]注】 ① 免許試験合格通知書の備考欄に印書されている受験資格コードが「02」、「03」、「04」、「05」、「06」のいずれかであれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。(上記3~7関係)

② 「原本確認」は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて行っております。

③ 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にて入手できます。 (URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei22/)